

山鹿市過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

熊 本 県 山 鹿 市

目 次

1 基本的な事項

(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	8
(2) その対策	8
(3) 計画	9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	9

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	11
(3) 計画	15
(4) 産業振興促進事項	19
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	2 7
(2)	その対策	3 0
(3)	計画	3 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 4
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	3 5
(2)	その対策	3 6
(3)	計画	3 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 0
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	4 0
(2)	その対策	4 0
(3)	計画	4 1
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 1
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	4 1
(2)	その対策	4 2
(3)	計画	4 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
1 0	集落の整備	
(1)	現況と問題点	4 5
(2)	その対策	4 5
(3)	計画	4 5
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
1 1	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	4 6
(2)	その対策	4 6
(3)	計画	4 7
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 8

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点 4 8
- (2) その対策 4 8
- (3) 公共施設等総合管理計画等との整合 4 8

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展
特別事業分一覧（再掲） 4 9

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的経済的諸条件

山鹿市は、1市4町（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）が平成17年1月15日に合併して発足した。面積は299.69㎢、人口は52,264人、世帯数は19,145戸（平成27年国勢調査）である。

本市は、熊本県の北部に位置し、北は福岡県と大分県、東は菊池市、南は熊本市と玉東町、西は和水町に接している。菊池川の右岸の段丘台地には市街地が広がり、幹線道路網は、この市街地を中心に放射線状に広がっており、九州自動車道菊水ICや植木ICから車で約20分と近く、広域及び圏域交通の拠点となっている。

市の北部は緑豊かな山林に覆われ、ここに源をなす岩野川や上内田川などが周辺の田畑を潤しながら菊池川に注いでいる。南部は沖積平野の水田が広がり、米どころとなっている。

また、全国一の数を誇る装飾古墳群や古代の山城跡である鞠智城跡のほか、国指定重要文化財の芝居小屋である「八千代座」や和紙と糊だけで作られている国指定伝統的工芸品の「山鹿灯籠」など、多くの貴重な歴史的文化遺産がある。さらに、良質な温泉を多数の地域に有しており、全国屈指の湧出量を誇る。

イ 過疎の状況

合併前の鹿北町、菊鹿町及び鹿央町の3町が過疎地域指定であったため、合併市町村の特例措置により、本市全域が現在も「みなし過疎地域」の指定を受けている。

本市の人口減少や少子高齢化が急速に進む中、中心市街地の活性化を図る一方で、過疎地域の生活環境の整備や基幹産業である農林業の振興を図るために、基幹道路網や生産基盤の整備、新たな雇用の創出と地域資源の磨き上げを進め、市土の均衡ある発展を目指した取組を行ってきた。

しかしながら、過疎地域ではもちろんのこと中心市街地を含む本市全域において、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけるに至っておらず、将来的に集落機能の維持が困難な地域が増えると予想される。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

全国的な農林業の低迷及び高齢化による担い手不足は、これを基幹産業とする本市経済も深刻な影響を受けており、過疎化進行の要因ともなっている。

一方、本市は、豊かな自然、歴史・文化遺産に恵まれるとともに、多くの農林産物や森林資源、観光資源も有しており、加えて熊本市や福岡都市圏にも比較的近く、東西南北に幹線道路が通るなど地理的条件にも恵まれている。

これらの好条件を生かし、農林業の生産能力の向上はもとより、産官学金の連携による産業の創出や育成、魅力ある雇用の創出、地域や学校等との連携による人づ

くりのほか、企業誘致や新しい事業の創出など、「第2次山鹿市総合計画」や「第2期山鹿市総合戦略」に掲げる地方創生の取組を着実に推進し、人口減少の抑制と地域経済・社会の持続的な発展を図る。

また、少子高齢化と過疎化に対しては、交流人口の拡大や移住定住の促進を図り、結婚・出産・子育てなどの支援、住環境の整備、地域力の向上に向けた施策に重点的に取り組む。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、昭和35年に76,209人であったが、減少を続け平成27年には、52,264人となっている。その推移は、昭和50年まで人口が急激に減少した後、昭和50年から昭和60年までにかけて1,324人の人口増加に転じていたが、平成2年から再び人口減少が続いている。

年齢別人口構成は、年少人口（0歳から14歳まで）については減少傾向にあり、少子化が急速に進んでいる。生産年齢人口（15歳から64歳まで）についても減少が進み、特に若年層（15歳から29歳まで）が急激に減少し、若年者比率も平成27年で11.9%となっている。

一方、高齢人口（65歳以上）は急激な増加傾向にあり、高齢者比率も平成27年で34.5%と高く、超高齢社会となっており、今後更に少子高齢化の傾向が強くなれば、地域産業を支える生産年齢人口への負担が高くなると予測される。

産業別人口については、第1次産業の就業者人口が年々減少し、第2次及び第3次産業の就業者人口は増加している。総数は、昭和35年の36,931人から平成27年には、11,362人減少し25,569人となっている。

就業人口比率については、昭和35年と平成27年を比較すると、第1次産業が65.1%から16.6%、第2次産業が8.2%から26%、第3次産業が26.7%から57.4%となっており、就業形態が著しく変化している。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

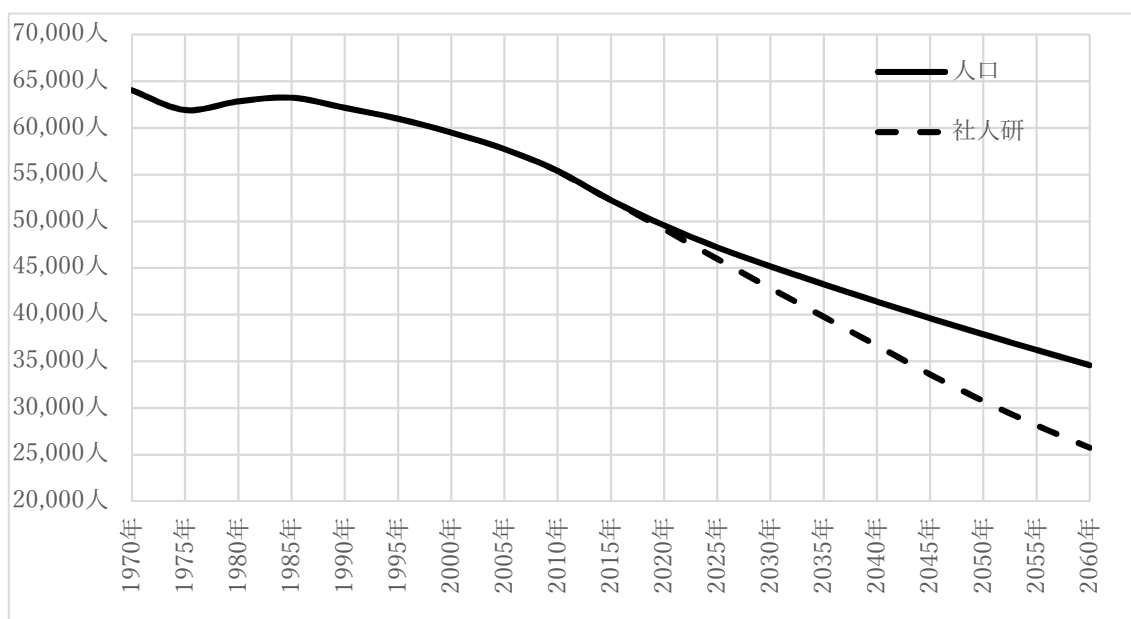
区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 76,209		人 61,910	% △18.8	人 62,839	% 1.5	人 63,234	% 0.6	人 62,150	% △1.7
0 歳～14 歳	25,478		13,293	△47.8	13,030	△2.0	12,719	△2.4	11,642	△8.5
15 歳～64 歳	44,330		40,231	△9.2	40,451	0.5	40,052	△1.0	38,522	△3.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	16,124		12,512	△22.4	11,640	△7.0	10,305	△11.5	9,309	△9.7
65 歳以上 (b)	6,401		8,386	31.0	9,358	11.6	10,463	11.8	11,922	13.9
(a)/総数 若年者比率	% 21.2		% 20.2	—	% 18.5	—	% 16.3	—	% 15.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.4		% 13.5	—	% 14.9	—	% 16.5	—	% 19.2	—
区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 60,991	% △1.9	人 59,491	% △2.5	人 57,726	% △3.0	人 55,391	% △4.0	人 52,264	% △5.6
0 歳～14 歳	10,356	△11.0	8,911	△14.0	7,774	△12.8	6,882	△11.5	6,332	△8.0
15 歳～64 歳	36,751	△4.6	34,945	△4.9	33,157	△5.1	31,217	△5.9	27,848	△10.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	9,175	△1.4	8,973	△2.2	8,298	△7.5	7,327	△11.7	6,211	△15.2
65 歳以上 (b)	13,884	16.5	15,635	12.6	16,696	6.8	17,125	2.6	18,054	5.4
(a)/総数 若年者比率	% 15.0	—	% 15.1	—	% 14.4	—	% 13.2	—	% 11.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 22.8	—	% 26.3	—	% 28.9	—	% 30.9	—	% 34.5	—

※総数には年齢不詳を含んでおり、各年齢層の人口の合計とは一致しない場合がある。

表 1-1 (2) 産業人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 36,931	人 31,893	% △13.6	人 31,477	% △1.3	人 28,737	% △8.7	人 25,569	% △11.0		
第一次産業 就業人口比率	% 65.1	% 44.3	—	% 26.9	—	% 20.5	—	% 16.6	—		
第二次産業 就業人口比率	% 8.2	% 18.0	—	% 27.6	—	% 24.9	—	% 26.0	—		
第三次産業 就業人口比率	% 26.7	% 37.7	—	% 45.5	—	% 54.6	—	% 57.4	—		

表 1-1 (3) 人口の見通し (山鹿市長期人口ビジョンより)



※実線は山鹿市長期人口ビジョンにて本市が目指す将来展望の人口予測。点線は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が推計した本市の人口予測。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

地方分権改革や少子高齢化の進展等を背景に自主・自立の行政運営が求められる中、人口減少や過疎化といった本市が抱える構造的課題に的確に対応するためには、

「第2次山鹿市総合計画」及び「第2期山鹿市総合戦略」に掲げる政策の着実な推進と行政運営の更なる効率化・省力化の両立が不可欠となっている。

このような中、将来を見据えた行政運営の在り方として、その持続性を確保しつつ、民間委託をはじめとする民間活力の導入推進やデジタル技術を活用した業務改革を進めるとともに、簡素な行政組織の構築に努めている。また、職員数については定員適正化計画に基づき着実に削減を進めているものの、人口減少が進む中、今後においては、更に少ない職員数での行政運営が必要になることも想定される。

また、合併により過剰となった施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の規模や機能、配置などの適正化に努めつつ、不要施設の売却等を推進し、行政経営環境の整備に取り組んでいる。

イ 財政の状況

合併直後から取り組んだ財政構造改革大綱等の成果として、財政健全化法に定める主な財政指標がおおむね適正値を示す一方、財政基盤の強さを示す財政力指数が0.35以下で推移するなど、県内の市平均を大きく下回る水準にあり、自主財源の乏しさ、財政基盤の脆弱さは改善されていない。

歳入においては、少子高齢化、人口流出に伴う税収等の減少及び地方交付税の減少など、今後一般財源総額の確保が厳しさを増すことが見込まれ、歳出においても高止まりとなっている社会保障費や、高水準で推移する人件費、公債費により厳しい財政運営が予想される。

このように厳しい財政状況においても、将来世代へ負担を先送りすることなく、財源の確保と安定的な財政運営が図れるよう、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を目指す必要があり、限られた経営資源を効率的、効果的に活用した、「選択と集中」による予算配分により、本市が抱える政策課題の解決と財政基盤の両立の強化に努めなければならない。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	29,298,750	31,463,959	31,425,859
一 般 財 源	18,385,914	18,928,655	17,720,332
国 庫 支 出 金	3,580,750	3,772,271	3,958,232
都道府県支出金	1,910,293	2,358,095	2,454,167
地 方 債	2,770,000	3,137,000	2,834,800
うち過疎対策事業債	244,700	565,400	1,052,800
そ の 他	2,651,793	3,267,938	4,458,328
歳 出 総 額 B	27,906,159	29,709,396	29,010,602

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
義 務 的 経 費	12,815,397	14,398,740	14,141,146
投 資 的 経 費	4,096,061	4,013,694	3,946,433
うち普通建設事業	3,977,264	3,778,840	3,377,647
そ の 他	10,994,701	11,296,962	10,923,023
Bのうち過疎対策事業費	423,311	636,932	1,295,885
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,392,591	1,754,563	2,415,257
翌年度へ繰越すべき財源 D	117,188	95,046	55,462
実質収支 C-D	1,275,403	1,659,517	2,359,795
財 政 力 指 数	0.34	0.33	0.34
公債費負担比率(%)	15.4	16.2	16.3
実質公債費比率(%)	12.3	8.5	9.5
起債制限比率(%)	—	—	—
経常収支比率(%)	85.9	90.4	99.8
将来負担比率(%)	57.6	13.1	—
地 方 債 現 在 高	30,281,480	34,593,800	34,481,086

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	45.7	52.8	61.7	65.9	65.9
舗 装 率 (%)	74.0	84.9	89.5	95.9	96.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	448,764	460,603
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	95.7	85.3	85.8	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	136,511	140,605
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	10.2	21.5	15.9	—	—
水 道 普 及 率 (%)	57.6	57.1	59.0	57.3	56.5
水 洗 化 率 (%)	—	—	39.0	86.6	88.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	19	20	20	19	20

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では市行政運営の基本方針となる「第2次山鹿市総合計画」の中で、本市が目指す将来都市像を「人輝き飛躍する都市^{まち} やまが」と定め、その実現のため、市民一人一人をはじめ、企業、団体及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力しながら、個性と活力に満ちた協働のまちづくりに取り組んでいる。

これにより、本市の長い歴史の中で培われた伝統、文化、市民の気質等を礎に活力あふれる“ふるさと山鹿”を築くとともに、市民の夢と希望を形にする「山鹿創生」の実現を目指すこととしている。

まず、地域を支え将来を担う人材を育成し、資源を活用した産業の振興と雇用の創出を図るとともに、地域の活性化と多様な雇用機会を提供し、子育て支援や教育環境の充実に重点的に取り組み、若年者の定住促進を図る。

また、市域全体の一体的な発展に向け、山鹿地域、鹿北地域、菊鹿地域、鹿本地域及び鹿央地域の5つの地域が相互に役割分担しながら、移住定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保することで、各地域における集落生活圏を維持する。

さらに、過疎化が著しい農村地域や中山間地域の集落では、更なる人口減少や高齢化が懸念され、地域における集落機能や社会活動の低下が深刻な課題となっている。これらの地域は、伝統文化や自然環境など本市固有の資源が残り、農産物等の主たる供給地でもあり、水源をかん養し、土砂災害を防止するなどの多面的で重要な公益的機能を果たしているため、当該地域が担う役割を維持保全し、その地域の住民が、いきいきと暮らし続けられる持続可能な社会の形成を図る。

本計画では、本市の将来都市像の実現に向けた「第2次山鹿市総合計画」及び「第2期山鹿市総合戦略」に基づき、過疎地域の持続的発展に向けた取組を実施することにより、市民一人一人が地域固有の文化、役割を実感し、認識することで地域への誇りと愛着を感じることができる、活力に満ちた地域社会の構築を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標は以下の通りとする。

基本目標	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
人口	49,082人	48,155人	47,211人
社会増減	△276人	△156人	△76人

※人口の基準値については住民基本台帳の数値ではなく、令和2年国勢調査による熊本県人口（速報値）にて設定。社会増減については住民基本台帳の転入、転出の差となる。

(6) 計画の達成状況の評価

本計画の達成状況については、中間評価（令和３年度～令和５年度）と最終評価（令和３年度～令和７年度）を実施するものとし、「第２次山鹿市総合計画」及び「第２期山鹿市総合戦略」の検証及び本計画の事業実施状況に応じて、過疎地域の持続的発展に必要な対策の追加及び見直しを行い、必要に応じて本計画の改定を行うとともに、基本目標に係る達成状況の評価を公表することとする。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に係る公共施設等の整備については、山鹿市公共施設等総合管理計画と適合するものとし、次の基本理念に基づき公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進し、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

【基本理念】

- 公共施設等の質と量の最適化
- 効率・経済的な管理・更新方法の確立
- インフラの機能発揮と施設の有効活用

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の進展は、集落機能が低下し地域活動の維持などが困難になり、住民自治機能が十分に発揮できなくなる可能性がある。そのため、官民が連携し移住定住希望者の受入体制の充実や情報発信の強化と、地域と関わりをもつ交流・関係人口の創出や拡大を推進し、持続可能な地域社会の形成に向けて継続的に取り組むことが必要である。

(2) その対策

人口減少に歯止めをかけるため、移住等に関する相談窓口での支援を充実させ、専用ホームページによる情報発信の強化、既存住宅の流通や活用を促すなど、民間事業者と情報共有や連携を図りながら、受入体制の構築を目指す。また、市外から転入される世帯への「三世代同居住宅支援事業」や「空き家バンク活用促進事業」といった住環境整備に係る費用の助成や、独身男女を応援するために、出会いの場を提供する「結婚支援事業」を推進し、定住に向けた施策等の充実に努める。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住支援事業 結婚支援事業	山鹿市 山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の基幹産業である農業は、中山間地では、筍・栗・茶のほか米・肉用牛・野菜等の複合経営により地域の特性や地域資源を活かした農業経営を行い、平地では、スイカ・メロン・その他の野菜等を中心とした施設園芸や米・麦を主として展開している。

平成 27 年農林業センサス調査によると、農家数及び基幹的農業従事者数は、県内の約 6% を占め、農家数は 3,629 戸で、平成 22 年と比較すると 592 戸 (14.0%) 減少している。基幹的農業従事者数も 3,855 人となっており、757 人 (16.4%) 減少している。

農業従事者の高齢化や担い手の減少はさらに深刻化しており、それに伴う耕作放棄地の拡大、鳥獣被害の拡大、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農家経営は不安定な要素を抱えている。

イ 林業

本市は森林に恵まれており、総面積 29,969ha のうち森林面積が 15,483ha で、全体の 51.7% を占めている。

民有林面積は 13,493ha で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 9,426ha、天然林の面積は 2,999ha となっている。

これらの森林のうち標準伐期齢を過ぎたスギ・ヒノキの面積は約 7 割を占め、今後森林の持つ多面的機能を維持しつつ、計画的な伐採を進めていく必要がある。

しかしながら、林業を取巻く情勢は依然として厳しく、林業従事者の高齢化や労

働力不足に加え、森林の所有形態が小規模分散型であること、不在所有者が増加していることなどにより、林業生産活動が停滞し、間伐等の保育施業が適正に実施されない森林が増加している。

また、特用林産物についても、古くから筍・椎茸を中心に多品目が生産され、県下有数の生産地として知られているが、従事者の高齢化・後継者不足が課題となっている。

ウ 商業

平成 28 年経済センサス活動調査によると、卸売・小売業の事業所数は 497 事業所、従業者数 2,951 人、年間商品販売額 617 億 6,800 万円となっている。

平成 26 年商業統計調査では、事業所数が 475 事業所、従業者数 2,758 人、年間商品販売額 558 億 4,700 万円となっており、各数値とも微増となっている。

本市の施策として、平成 30 年から商工会議所、商工会及び本市の 3 者でにぎわい創出協議会を設立し、空き店舗を活用した開業に対する家賃補助の補助率等の大幅拡充や宿泊施設に対する改修費補助、小売・飲食店舗に対する改修費補助など新たな事業を展開してきた。また、都市計画課による豊前街道沿線の店舗改修費補助金との連携などにより、空き店舗補助を活用した新規開業は 3 年間で 57 件の実績があった。

しかしながら、平成 28 年の熊本地震や令和 2 年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内商業は大きな影響を受けている。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出自粛による観光客数の減少や会食自粛に伴う飲食機会の減少により、幅広い業種に影響が出ている。

また、インターネットを活用した購入が一般化し、郊外型大型店舗やドラッグストア、コンビニエンスストアの急速な進出により、集客低下や売上減少などによる中心市街地をはじめ商店街等の空洞化が懸念されている。

エ 工業・企業誘致

本市における工業の現況は、令和元年工業統計調査（従業員 4 人以上の事業所）によると、事業所数 98 事業所、従業者数 3,301 人、製造品出荷額 732 億 1,058 万円である。

これまでの企業誘致は、製造業を中心にターゲット業種を絞り、進出を希望する企業の求めに応じて、工業団地の整備など必要な用地を計画的に確保しながら誘致につなげるやり方を進めてきた。その結果、現在も大半の企業が引き続き操業を行っている。

しかし、現在は市所有の工場用地はなく、既存企業が業務拡張に伴い新たな用地を取得する場合や新規の企業進出において、民有地を独自で交渉しているケースが多く、企業が求める用地面積、交通アクセス、価格面等でマッチングが困難な状況が生じており、進出を考えている企業の要望や要求に応じられない状況が続いてい

る。

なお、既存企業は、操業を続けるために安定した人材雇用の確保を求めているが、就業人口の減少や若者が市外への就業先を求める傾向が強いこともあり、雇用の需給バランスが崩れている。

企業誘致や地元企業育成のためには、企業、学校及び行政間の連携を強化したイベントを企画し実施していく必要がある。

オ 観光・レクリエーション

本市は歴史文化、自然環境、温泉のほか伝統ある郷土芸能など、多種多彩で豊富な観光資源を有している。近年は動画や SNS を利用した誘客宣伝を行うとともに、観光施設の改修やソフト面の助成のほか、主にスポーツ分野のコンベンション誘致を推進し、観光客数の増加に努めてきた。さらに、日本遺産や地域の共通性で近隣自治体と連携し、地域観光資源の磨き上げやインバウンド対応に取り組んできた。

直近 10 年間ににおける本市の観光客の推移は、宿泊者数が 30 万人前後で推移し、日帰り客数は 350 万人から 400 万人へと上昇傾向にあった。また観光消費額を見ると、10 年前の平成 23 年では 131 億円余りであったが、年々増加し令和元年には 175 億 8,000 万円に達した。しかし、令和 2 年はいずれもコロナ禍の影響を大きく受け 10 年前の数字を割り込んでいる。一方、インバウンドに目を転じると、外国人宿泊者数はコロナ禍前の令和元年で 2,300 人余りと、全体宿泊者数の約 7%に留まっている。

今後は、アフターコロナの観光需要とそれ以後の持続可能な観光地づくりを目指し、旅行の少人数化やアウトドア志向、さらには外国人観光客など多様なニーズや客層に対応できるよう、ハードとソフトの両面の受入態勢を充実させていくことが求められる。現状の具体的な課題として、ハード面は観光施設の老朽化、交通アクセスの不便さ、観光施設等のインバウンド未対応があげられ、ソフト面は、歴史文化、食文化をはじめとする地域資源のさらなる磨き上げと情報発信、そして各分野の強みを活かした観光コンテンツの構築、観光業界の後継者育成が必要である。これらの課題に向け、様々な分野と連携し、自らが考え「稼ぐ仕組み」を立案、実践する組織体制の整備と人材の育成が最も重要な課題に位置付けられている。

また、公園については、観光客や地域住民の憩いの場であるとともに、遊びを楽しむ重要な施設であるが、経年劣化による施設の老朽化が懸念されるものもあるため、ライフサイクルコストの縮減や平準化を視野に入れた施設の適切な維持管理及び整備が必要となる。

(2) その対策

ア 農業

厳しい農業経営の現状の中、「収益性の高い農業」の実現を念頭に、生産者が生産

意欲を持って、持続的に農業に従事できるよう所得の安定と向上を目指し、地域の実情にあった本市独自の施策を継続的に展開する。

農業の生産性を高めていくためには、担い手への農地集積と農地の集約化を更に加速していく必要があり、農地中間管理機構を活用した農地の集約や農業生産法人の設立に対し支援を行う。

(ア) 農地の有効利用と生産基盤の整備

経営規模の拡大による生産性の向上など、効率的な農業経営に向け多様な経営を展開し、所得の安定を図ることができるよう農地の利用集積を推進するとともに、営農や地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する。また、環境保全や景観保全など農業の持つ多面的機能の維持・増進に向けた農村生活環境の保全・整備や耕作放棄地の解消を推進する。さらに、生産条件の厳しい地域においては、中山間地域等直接支払制度により棚田の保全管理など地域の実態に即した取組を進める。

(イ) 意欲ある担い手の育成と確保

認定農業者や集落営農組織など、効率的で安定的な農業経営を目指す農業のリーダーとなる担い手の育成と確保のため、意欲的かつ創意工夫をもって農業に取り組む担い手や新規就農者を掘り起こし、初期投資や新たな生産活動について支援を行う。このため、山鹿市就農支援センターによる就農支援や田舎暮らしの支援活動の充実に努める。

さらに、新規就農研修施設による経営感覚に優れた農業者の育成と山鹿市担い手育成総合支援協議会による就農サポート体制の充実ににより、新規就農者の定着と認定農業者の経営継承を促進し、地域農業の維持及び活性化を図る。

また、地域資源を活用し、生産から加工・販売までを行う第6次産業化を目指す新たな組織活動に対する支援を行うとともに、高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりのため、農作業を補完する受託組織の育成を推進する。

(ウ) 売れる農産物の生産・流通・販売促進

消費者がその品質を認め、買い求めるような山鹿市の農産物を確立するため、水田、園芸・工芸作物や畜産など各種生産の振興を促進するとともに、年々増加している有害鳥獣による被害防止に努める。

生産面では有数の産地である筍・栗・茶・葉たばこ、既に市場でも評価の高いスイカ・デコポン・完熟キンカンなどのほか、菊鹿ワインなど新たな魅力ある農産物・農産加工品の生産活動や開発を支援し、地産地消はもとより全国をターゲットとした新たな販路の開拓などの販売戦略を強化する。

また、消費者との交流では、農産物や棚田など特徴的な地域資源を活かし、物産館や各地域団体が行う主体的で特色ある取組を継続することにより、山鹿農産

物の知名度アップを図るとともに、交流相手との直売の拡大、食の観光資源化などを推進する。

(エ) 持続可能な中山間農業の確立

中山間地域の特色ある自然や食文化（農産物）等を生かし、中心市街地とも連携した持続可能な中山間地域を「スーパー中山間地域」として創生する。菊鹿ワイナリーを核として、「豊かで幸せな生活の形成」、「人材の確保」、「新たな経済の確立」を循環させ、農林業が柱となる中山間地から始まる地方創生を実現する。

イ 林業

本市は、豊かな森林資源を有し、県下でも有数な人工林地帯が形成されている。この資源を有効に活用するため、地域材の安定供給に努め、公共事業や公共施設などに率先して地域産材を利用するなど、木材の需要拡大を推進する。また、水環境保全、国土保全及び地球温暖化防止機能など森林のもつ多面的機能の維持増進を図り、地球温暖化防止や水環境保全に寄与するため、今後も引き続き適正な森林の整備に努める。

(ア) 林業従事者の育成・確保

林業従事者の育成と確保を図るため、労働安全の確保や就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会・林業講習会を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備と支援を行う。

また、本市と森林組合が一体となって森林所有者や地域住民等を対象に各種講習会や林業体験等の取組を通じて森林・林業の社会的役割・魅力等について積極的に紹介する。

(イ) 木材の安定供給と需要拡大

作業道の整備、集約化施業を推進することにより生産コストの縮減を図り、国産材の安定供給体制の整備に努める。併せて適切な保有間伐等を進め、アヤスギなどの優良材の生産を促進することで地域産材の需要拡大を図る。

(ウ) 特用林産物の振興

筍については、高齢化や過疎化により生産者が担い手不足となっているため、関係団体の連携により受託者の確保や竹林整備に努め生産量の拡大を図る。

また、椎茸についてはハウス等の施設を積極的に導入し生産拡大を図る。

さらに、有害鳥獣による被害を防止し、生産から加工、流通まで一貫した体制を確立することで経営の安定を図る。

(エ) 森林組合等の林業事業体の育成・強化

森林組合及び素材生産業者については、各種林業活動に意欲的に取り組んでおり、地域林業の担い手を育成する。また、経営の多角化・協業化及び集約化により経営基盤を強化する。

(オ) 森林経営管理制度の活用

森林所有者自らが適切な経営管理ができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、林業経営に適した森林かどうかの仕分けを行い、適切な森林管理を推進する。

ウ 商業

商工団体等と連携して、商店街に対するにぎわいづくりの支援や空き店舗を活用した開業支援、小売・飲食店舗の魅力向上を図る改修費支援、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策支援等を展開して、市内商業の活性化を図る。

また、商工会議所及び商工会が実施する小規模事業者等に対する経営指導や融資相談等の活動を支援し、組織力強化と地域商業者の経営安定化を図る。

山鹿灯籠など本市を代表する伝統工芸の後継者育成や需要開拓等の事業を支援して地域の特色ある和紙工芸産業の維持・発展を図る。

エ 工業・企業誘致

新規の企業進出や既存企業の業務拡張に伴う設備投資は、今までは、新たな企業の誘致に重点を置いた事業を行ってきたが、これからは、新たな企業誘致に加え、既存企業の規模を拡大させることで、地元就職の促進さらには地元定着にもつなげる取組の2本の柱を基に地元企業育成に重点を置いた事業に取り組んでいく。

具体的な取組については、次のとおりである。

(ア) 地元定着・地元就職の促進につながる取組

- ・市内高等学校等を対象とした企業ガイダンスの開催
- ・市内の小中学校を対象とした企業見学会等による地元企業の周知
- ・地元企業の情報誌作成と配布
- ・UIJ ターン希望者への情報提供
- ・熊本県及び近隣市町との情報の共有及び連携

(イ) 規模拡大・新たな企業進出につなげていく取組

- ・過疎地域における減価償却の特例及び固定資産税等の課税免除、工場等設置奨励金、雇用奨励金事業の継続実施と情報提供
- ・情報サービス業などの誘致
- ・市有地（廃校跡地等）や民間の未利用地を活用した企業誘致用地の整備
- ・企業への用地情報の提供
- ・情報収集のための定期的な企業訪問

オ 観光・レクリエーション

ハード面では老朽化した観光施設の改修やバリアフリー対応、外国人観光客へのサイン整備などに取り組むほか、古民家を改修した個性ある宿泊施設への整備に対する助成を行うなどして観光客の受入態勢の整備を進める。ソフト面では、市内の観光資源を見直し、国指定の伝統的工芸品である山鹿灯籠をはじめとする工芸品や

山鹿灯籠まつりなど各まつりの継続を図ることはもとより、豊かな自然や温泉と豊富な農産物や特産品、さらには歴史、文化などを繋ぎ合わせた体験型観光を提案し、長期滞在にも対応できる観光コンテンツを整える。

また、県北観光協議会や菊池川流域日本遺産協議会など近隣自治体との連携を強化し、誘客宣伝活動や観光資源の磨き上げなどを進め、交流人口の増大を図る。その一方で、本市独自でもスポーツ・文化のコンベンション誘致の助成を続け団体宿泊客の獲得を図るとともに、個人旅行者向けに国内では特に福岡都市圏、海外では東アジアをターゲットとして情報発信を続け、観光客の誘致を推し進める。さらに、ICTを活用した観光コンテンツを構築し、観光客のさらなる誘致と来訪者の観光満足度向上を目指す。併せて、eスポーツ大会の開催やその合宿の誘致を福祉や教育分野とも連携しながら、地域振興やまちづくりのツールとしてeスポーツを活用していく。

このほか、アフターコロナの新しい生活様式を鑑み、ワーケーション環境への改修や非接触型受付の整備、DX化への取組に対しての助成などにより、新しい観光環境整備の支援を講じていく。

そして、これら上記の施策を効率的、円滑に、そして持続的に進めるため、様々な分野と連携した体制整備を進める。

また、公園については、立地や周辺の自然環境、住民人口などから将来の利用見込みを勘案しながら計画的に整備を行うとともに、効率的なストックマネジメントによる施設更新を実施することで、地域の活性化、公園利用者の安全性や快適性の確保を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営農業農村整備事業長坂地区 県営農業農村整備事業津留地区 県営農業農村整備事業分田地区 県営農業農村整備事業藤井日置地区	熊本県 熊本県 熊本県 熊本県	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	林業	県営農業農村整備事業蒲生福原地区	熊本県	
		県営農業農村整備事業内田川 4 工区地区	熊本県	
		県営農業農村整備事業橋田堰地区	熊本県	
		県営農業農村整備事業鹿央地区	熊本県	
		県営農業農村整備事業寺島地区	熊本県	
		県営農業農村整備事業分田堰地区	熊本県	
		県営農業農村整備事業ため池整備事業	熊本県	
		団体営ため池整備事業	山鹿市	
		排水機場整備事業	山鹿市	
		森林環境保全整備事業	山鹿市	
		間伐等森林整備促進対策事業	山鹿市	
		市有林整備単独事業	山鹿市	
	(4) 地場産業の振興			R5. 5変更
	技能修得施設	商工会館改修事業	商工団体	
	加工施設	6 次産業化加工施設整備事業	山鹿市・農業者・農業団体	
	流通販売施設	物産館施設設備改修事業	山鹿市	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進整備事業	山鹿市	
	(9) 観光又はレクリエーション	キャンプ場改修事業	山鹿市	R4. 5変更
		温泉維持管理事業	山鹿市	
		受入態勢充実事業	山鹿市	
北公園施設更新事業		山鹿市		
石公園施設更新事業		山鹿市		
日輪寺公園施設更新事業		山鹿市		
歴史公園施設更新事業		山鹿市		
カルチャースポーツセンター施設更新事業		山鹿市		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		前田公園整備事業	山鹿市	
		まちかど広場整備事業	山鹿市	
		日吉町線交通広場舗装改修事業	山鹿市	
		日吉町線交通広場漆喰壁改修事業	山鹿市	
		玄小路線舗装改修事業	山鹿市	R4. 5変更
		一本松農村公園整備事業	山鹿市	
		高橋農村公園整備事業	山鹿市	
		瞑想の森公園整備事業	山鹿市	R5. 5変更
		鍋田水遊び公園整備事業	山鹿市	R6. 5変更
		歴史的地区環境整備街路事業	山鹿市	R6. 5変更
		バスセンター建屋改修事業	山鹿市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特別事業 第1次産業	農林業担い手育成支援事業	山鹿市	
		地域担い手支援事業	山鹿市	
		農業後継者研修支援事業	山鹿市	
		新規就農者研修運営事業	山鹿市	
		農業機械免許等取得補助事業	山鹿市	
		集落営農組織育成事業	山鹿市	
		農産物生産振興事業	農業者・ 団体	
		耕作放棄地解消対策事業	山鹿市	
		中山間地域等直接支払事業	集落協定	
		環境保全型農業直接支払事業	農業者・ 農業団体	
		畜産振興事業	農業者・ 農業団体	
		鳥獣被害予防対策事業	山鹿市	
		スーパー中山間地域創生事業	山鹿市	
		農産物販売促進・6次産業化支援事業	山鹿市・ 農業者・ 農業団体	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		中山間農業モデル地区支援事業	山鹿市	
		多面的機能支払事業	山鹿広域協定	
		箱わな購入補助事業	山鹿市	
		狩猟免許新規取得補助金	山鹿市	
		作業道・集材路開設補助事業	山鹿市	
		くまもと間伐材利活用推進事業	組合	
		森林整備地域活動支援交付金事業	組合	
		特用林産園地内作業道開設補助	山鹿市	
	商工業・6次産業化	空き店舗対策事業	商工団体及び商店街	
		小規模事業経営改善普及事業	商工団体	
		中小企業人材育成助成事業	事業者	
		がんばる商店街支援事業	商店街	
		店舗改装等魅力向上支援事業	事業者	
		和紙工芸振興事業	事業者	
		新型コロナウイルス感染症対策緊急資金助成事業	事業者	
		新型コロナウイルス感染防止対策支援事業	事業者	
	観光	コンベンション誘致事業	山鹿市	
		新観光環境整備支援事業	山鹿市	
		まつりイベント推進事業	実行委員会	
		観光戦略プロモーション事業	山鹿市	
		稼ぐ観光地再生事業	山鹿市	
	企業誘致	eスポーツ推進事業	山鹿市	
		工場等設置奨励金	山鹿市	
		雇用奨励金	山鹿市	
		企業連絡協議会補助金	山鹿市	
		企業誘致推進事業	山鹿市	
	その他	ふるさと応援事業	山鹿市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
鹿北地域・菊鹿地域・鹿央地域	製造業、農林水産物販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3産業の振興」(2)、(3)のとおり

ウ 産業振興における近隣市町との連携

産業振興を促進するにあたり、近隣市町と連携することでより効果が見込める事業については、近隣市町との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

テレビ・携帯電話・ブロードバンドインターネットは、現在、市民の暮らしに欠かせない重要な社会基盤となっている。インターネットの利用環境を向上するため、光ブロードバンドの整備を行い、地域間の情報格差を解消した。また、テレビ・携帯電話・ブロードバンドインターネットへ向けて、本市の情報を幅広く伝えるための環境を整備し、地域情報の伝達力強化と活性化に努めた。

平成27年度には、情報化社会に対応した情報発信ツールとして、携帯端末等で利用できる地域コミュニケーションアプリの開発を行った。また、令和2年度には、本市が利用しているやまがメイト・テレビデータ放送データポン・SNS等の複数の情報発信ツールへ、簡易に一斉に情報発信できるシステムを構築した。

今後は、更なる情報化の推進を図るために、登録件数に地域差があるやまがメイトについて、市民への理解と利用促進が課題となる。また、フィーチャーフォン(いわゆるガラパゴス携帯)が廃止される動きもあるため、やまがメイトの機能整理と利便性向上のための機能強化が必要となっている。

また、防災行政無線は、多様化・高度化する通信ニーズ等への対応が求められて

おり、本市全域においてデジタル化を図り、緊急情報伝達の操作管理について一元化システムを構築する必要がある。

(2) その対策

個人が所持しているスマートフォン等の情報機器への配信を行えるようにしたことで、専用の受信端末機等を準備せずに、いつでもどこでも情報を取得できるようになった。しかしながら、現在の情報配信アプリは、鹿北地域、菊鹿地域、鹿央地域の戸別情報基盤の代替的な性格もあり、戸別情報配信に馴染みのない、山鹿地域、鹿本地域で登録件数が少ないところもあるため、本市の情報(平常時、緊急時)が多くの市民へ届くように、アプリ活用に関する説明会の実施や各種イベント等で周知用ポスターを掲示するなど、利用登録促進を図る必要がある。また、各課が取り組んでいる事業の情報を、アプリの機能として提供するなど、ソフト面での機能を充実させ、市民の利便性の向上により、地域における情報化の更なる発展を目指す。

また、防災行政無線のデジタル化未整備地区の整備を行い、市内全域で統一したデジタル化を図り、緊急情報や防災行政情報を迅速かつ確実に市民に提供する体制を構築する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線通信施設維持管理事業	山鹿市	

事業計画(令和3年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報化推進事業	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の道路網は、南北に通る国道 3 号を軸として、東に国道 325 号、西に国道 443 号が延び、これら 3 本の主要な広域幹線道路を補完する主要地方道及び一般県道などで幹線道路網が構成され、市道がこれに連結して道路体系を形成している。平成 20 年度に「山鹿市道路マスタープラン」を策定し、市民の理解と協力を得ながら整備を進めており、主要施設が集中する山鹿地域と他の 4 地域を結ぶ主要市道ネットワークの構築は概ね達成されている。

今後は、市民生活の安全性と利便性を確保するため、集落内や集落間を結ぶ生活道路の計画的な整備を推進するとともに、道路施設の適切な維持と橋梁等の長寿命化を図るための施策が必要である。

また、中心市街地では、豊前街道を中心とした歴史的な町並みが残っているため歴史文化を活かしたまちづくりを推進し、情緒や風情のある良好な景観形成に努めながら安全性と回遊性を向上させる歩車共存の道づくりが必要である。

イ 農道・林道

農道の総延長は令和 2 年 8 月 1 日時点、464,202m、林道の総延長は 140,605m となっている。農道・林道は、農地や森林の適正管理、効率的な農林業経営を行うための重要な施設であるとともに、公共道路を補完する道路としても地域の活性化に大きな役割を果たすものとして、整備を一層推進する必要がある。

ウ 交通

人口減少や自家用車の普及により、路線バスの利用者は年々減少し、不採算路線の統廃合や減便などが進む中、運行費を補助することで路線の維持を図っている状況である。

また、路線バスが運行していない交通空白地域において、地域住民の移動手段を確保するため、あいのりタクシーを導入している。

今後は、市民や利用者のニーズを踏まえ、将来にわたり安心して暮らせる地域公共交通網の構築が必要である。

(2) その対策

ア 道路

道路交通網は地域開発の基盤であり、引き続き国・県道の整備推進を要望する一方、集落内や集落間を結ぶ生活道路等の交通網整備については、真に必要な路線の整備を行うための優先順位を決定し、計画的な整備を行うとともに、既存の

道路の適切な維持修繕、整備、及び橋梁等の定期点検・補修を行い、安全な交通の確保と地域基盤整備に万全を期す。

また、歴史的遺産や建造物を有する豊前街道を軸とした中心市街地においては、歴史的地区内における交通環境・生活環境の改善を図り、歩行者が安心して歩ける歩車共存の道づくりを進める。

イ 農道・林道

農道については、農業の近代化と農産物流通の効率化を支える役割のほか、今後は農村環境の改善や景観整備、地域活性化という観点からも、その高度利用を積極的に推進する。

林道については、森林の育成や木材生産を行うために欠くことのできない生産基盤であり、山村地域の振興にとっても重要な役割を担っている。今後、森林基幹道・森林管理道を維持管理するとともに、それらを補完する森林作業道・集材路の整備を推進する。

ウ 交通

地域の暮らしを支え、学生や高齢者等の移動手段を確保するためには、路線バスとあいのりタクシーを連携させた、効率的・効果的な交通ネットワークの形成が必要である。今後、あいのりタクシーの対象地域や運行日数など内容の拡充に向けた検討を進め、利用者にとって利便性の高い持続可能な地域公共交通の構築を目指す。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大宮通花見坂線 L=100m	山鹿市	
		桜町中村線 L=300m	山鹿市	
		芋生線 L=1105m	山鹿市	
		星原線 L=800m	山鹿市	
		中津川底野線 L=800m	山鹿市	
		黒蛭堀切線 L=980m	山鹿市	
		池永松尾線 L=1800m	山鹿市	
		松尾米原線 L=2200m	山鹿市	
		古閑津袋線 L=450m	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		小原持松線 L=400m	山鹿市	
		岩原合里線 L=3300m	山鹿市	
		方保田東原中央線 L=110m	山鹿市	
		杉城線 L=280m	山鹿市	
		山鹿熊入線 L=540m	山鹿市	
		中御宇田線 L=820m	山鹿市	
		杉津留線 L=950m	山鹿市	
		杉方保田線 L=1770m	山鹿市	
		麻生市木線 L=200m	山鹿市	
		田渕柏ノ木線 L=340m	山鹿市	
		枝川内線 L=95m	山鹿市	
		長生線 L=600m	山鹿市	
		中間線 L=120m	山鹿市	
		細永堂原線 L=1240m	山鹿市	
		辻割石線 L=200m	山鹿市	
		島田中央線 L=500m	山鹿市	
		深瀬年の春線 L=232m	山鹿市	
		山ノ井川西線 L=80m	山鹿市	
		下高橋梶屋橋線 L=600m	山鹿市	
		梶屋山内線 L=1800m	山鹿市	
		分田橋線 L=400m	山鹿市	
		坂東御宇田線 L=80m	山鹿市	
		高橋八郎丸 1 号線 L=70m	山鹿市	
		梶屋南線 L=130m	山鹿市	
		分田永田線 L=200m	山鹿市	
		仁王堂駄の原線 L=70m	山鹿市	
		駄ノ原線 L=1020m	山鹿市	
		北谷駄ノ原線 L=100m	山鹿市	
		堀川線 L=150m	山鹿市	
		北部 1 号線 L=570m	山鹿市	
		小原持松線 L=900m	山鹿市	
		北部 5 号線 L=300m	山鹿市	
		霊仙古閑線 L=900m	山鹿市	
		高校西部線 L=400m	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		桜町名塚線 L=400m	山鹿市	
		十三部中央線 L=330m	山鹿市	
		大宮線 L=200m	山鹿市	
		雲雀町線 L=700m	山鹿市	
		宗方 9 号線 L=443m	山鹿市	
		鍋田梅迫 1 号線 L=340m	山鹿市	
		中皆本北部線 L=290m	山鹿市	
		熊入石線 L=250m	山鹿市	
		藤井良福寺線 L=400m	山鹿市	
		下吉田宮苑線 L=300m	山鹿市	
		志々岐小原線 L=900m	山鹿市	
		十三部開田線 L=300m	山鹿市	
		北部 5 号線 L=300m	山鹿市	
		野田中ノ丁線 L=840m	山鹿市	
		本手線 L=240m	山鹿市	
		田中茂田井線 L=500m	山鹿市	
		平線 L=400m	山鹿市	
		中津川村中 2 号線 L=35m	山鹿市	
		中御宇田線 L=800m	山鹿市	
		早馬塚線 L=700m	山鹿市	
		持松古閑原線 L=210m	山鹿市	
		不老向原線 L=150m	山鹿市	
		持松牟田線 L=150m	山鹿市	
		権大坂線 L=300m	山鹿市	
		中屋敷線 L=60m	山鹿市	
		水原宮線 L=400m	山鹿市	
		上久野東原線 L=100m	山鹿市	
		北谷霜野線 L=100m	山鹿市	
		七夕岩倉線 L=250m	山鹿市	
		前田吉井線 L=500m	山鹿市	
		大浦北谷線 L=130m	山鹿市	
		桜町名塚線 L=400m	山鹿市	
		長沖村中線 L=80m	山鹿市	
		堀の内 1 号線 L=150m	山鹿市	
		新村内野線 L=1000m	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		八幡縦貫東部線 L=300m	山鹿市	
		下津留麻生野線 L=800m	山鹿市	
		西牧麻生野線 L=150m	山鹿市	
		橋場中ノ丁線 L=100m	山鹿市	
		龍宮線 L=100m	山鹿市	
		松ヶ浦線 L=1340m	山鹿市	
		四丁原線 L=295m	山鹿市	
		池永大林線 L=1800m	山鹿市	
		堀川岩本線 L=620m	山鹿市	
		木山米原線 L=300m	山鹿市	
		宮ノ原日渡線 L=400m	山鹿市	
		横枕下永野線 L=1054.7m	山鹿市	
		竜口本分線 L=900m	山鹿市	
		梶屋山内線 L=1000m	山鹿市	
		古閑瀬戸口線 L=150m	山鹿市	
		北谷線 L=120m	山鹿市	
		上岩原郷原2号線 L=300m	山鹿市	
		持松比丘尼坂線 L=500m	山鹿市	
		米野田鶴原線 L=500m	山鹿市	
		奥永千田線 L=500m	山鹿市	
		権現の前線 L=150m	山鹿市	
		霊仙線 L=200m	山鹿市	
		下古閑下町線 L=200m	山鹿市	R4.5変更
		栗林2号線 L=150m	山鹿市	R4.5変更
		宗方16号線 L=200m	山鹿市	R4.5変更
		櫛の迫長沖2号線 L=560m	山鹿市	R4.5変更
		古閑高校線 L=300m	山鹿市	R4.5変更
		長坂古閑線 L=80m	山鹿市	R4.5変更
		川南豊崎1号線 L=150m	山鹿市	R4.5変更
		新町泉町線 L=110m	山鹿市	R5.5変更
		宮苑団地2号線 L=250m	山鹿市	R5.5変更
		南島長坂線 L=200m	山鹿市	R5.5変更
		市木南松尾線 L=50m	山鹿市	R5.5変更
		大宮町線 L=170m	山鹿市	R6.5変更

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	橋りょう	鍋田梅迫 2 号線 L=500m	山鹿市	R6.5変更
		長坂 1 号線 L=250m	山鹿市	R6.5変更
		下宮線 L=150m	山鹿市	R6.5変更
		下古閑小学校 2 号線 L=180m	山鹿市	R6.5変更
		北原線 L=530m	山鹿市	R6.5変更
		大宮通花見坂線	山鹿市	
		豊前街道 3 工区	山鹿市	
		会所口線	山鹿市	
		金剛乗寺参道線	山鹿市	
		玄小路線	山鹿市	
		石丸口線	山鹿市	
		豊前街道線	山鹿市	R6.5変更
		松木橋 L=13.8m W=4.1m	山鹿市	
		新川橋 L=13.5m W=3.7m	山鹿市	
		麦生橋 L=5.5m W=4.5m	山鹿市	
		八丁橋 L=7.0m W=6.0m	山鹿市	
		茂田井 2 号橋 L=5.0m W=7.6m	山鹿市	
		木小屋橋 L=7.1m W=5.1m	山鹿市	
		下島田 1 号橋 L=7.9m W=6.4m	山鹿市	
		桑鶴橋 L=11.6m W=4.4m	山鹿市	
		山の井橋 L=10.2m W=5.0m	山鹿市	
		初田橋 L=13.0m W=6.4m	山鹿市	
		城山橋 L=14.4m W=3.3m	山鹿市	
		二俣橋 L=6.7m W=3.0m	山鹿市	
		緑町橋 L=59.0m W=9.1m	山鹿市	
		犬塚橋 L=2.3m W=6.1m	山鹿市	R5.5変更
		野田中河原 2 号橋 L=4.6m W=4.6m	山鹿市	R5.5変更
		中ノ丁東部 1 号橋 L=4.7m W=3.5m	山鹿市	R5.5変更
		上津留橋 L=4.6m W=4.1m	山鹿市	R5.5変更
		新堂ノ原橋 L=12.5m W=8.8m	山鹿市	R5.5変更
		高良橋 L=5.6m W=5.4m	山鹿市	R6.5変更
	(2) 農道	農道維持適正化事業	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(3) 林道	市町村営林道舗装事業 市町村営林道改良事業	山鹿市 山鹿市	
	(4) その他	バスセンター建屋改修事業 (再掲)	山鹿市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別事業 公共交通	地域生活交通運行費（路線 バス）	山鹿市	R6.5変更
		地域生活交通運行費（あい のりタクシー）	山鹿市	
		あいのりタクシーの ICT 化 事業	山鹿市	
	交通施設維持	橋梁定期点検	山鹿市	
		トンネル定期点検	山鹿市	
		農道橋りょう点検事業	山鹿市	
		農道トンネル点検事業	山鹿市	
		市町村営林道改良事業（橋 梁点検）	山鹿市	
		市町村営林道改良事業（ト ンネル点検）	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設(上水道)

本市の水道事業は昭和 28 年に給水を開始以来、生活水準の向上や工場進出、住宅の増加等による水需要の増加を受けて給水区域の拡張を行い、現在は第 8 次拡

張事業を実施している。

令和 2 年度には水道事業と簡易水道事業の統合を行い、水道施設等を一括管理することで、水道水の安定供給に努めている。

給水開始から 60 年以上が経過し、水道施設や管路の老朽化が進んでいるため計画的に更新を行う必要がある。

イ 水道施設(その他)

公営水道未普及地域においては、井戸水、湧水等を水源とした簡易水道組合、専水道組合、小規模水道組合及び個人世帯があり、この地域における飲用水の安全性確保は重要課題である。

小規模水道施設整備は設置及び更新等に係る費用の一部を補助しており、この補助制度を推進することにより公営水道未普及地域における飲用水の安全性確保を図る必要がある。

ウ 生活排水処理施設(公共下水道)

本市の公共下水道事業は、昭和 44 年度に事業着手し、住環境の整備を図るとともに公共用水域の水質保全に努めており、令和 3 年 3 月末現在の全体計画処理面積は、山鹿及び鹿本処理区の処理区域面積 1,182.4ha の内、整備面積は 869.2ha（整備率 73.5%）に達し、水洗化率（公共下水道処理区域内人口における水洗化人口）は 77.7%に至っている。

終末処理場、管渠及び雨水ポンプ場等の既存施設については、老朽化が進み、安心安全な生活環境の確保に支障を来し、修繕費等の維持管理費が年々増加していることから、適切な改築更新に努める必要がある。

また、新たな事業として、山鹿市及び熊本市北区植木町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う山鹿衛生処理センターが老朽化に伴い令和 6 年度末で廃止予定であるため、同センターに代わる処理施設として山鹿浄水センターを活用した受入施設を整備する計画（広域化）、一部の農業集落排水処理区を公共下水道へ編入する計画（共同化）を予定し、一部については進行中である。

このように、本市における汚水・汚泥等の処理は多種多様にわたっており、それぞれコストや老朽化などの課題が蓄積しているため、集約した汚水・汚泥等の処理を目指し、課題の解決を図るとともに、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る必要がある。

エ 生活排水処理施設(農業集落排水施設)

本市の農業集落排水施設は、農村地域から排出される汚水や雑排水を処理する施設として整備し、水質汚濁の防止、水環境の保全による生活環境の改善、活力ある農村社会の形成に資することを目的に、平成 26 年度までに 21 処理区の整備が完了した。

令和 3 年 3 月末現在の水洗化率（農業集落排水事業処理区域内人口における水

洗化人口）は76.6%に至っている。

今後は、新たな処理区の整備は行わないこととし、未整備地域においては個別処理である合併浄化槽整備事業を推進することとしているが、区域内人口に対する施設数が膨大であるため、維持管理費による財政圧迫、過疎・農村地域特有の人口減少に伴う収入の減少、また、今後訪れる多大な改築更新費用の捻出といった課題が山積しており、公共下水道への編入や施設の統廃合を検討していかなければならない状況である。

オ 生活排水処理施設(その他)

生活様式の多様化に伴う生活排水等の増加は、水路・河川等の公共用水域の水質に悪影響を及ぼし、効果的な汚水処理対策を講じる必要があるため、公共下水道の認可区域及び農業集落排水整備区域以外の区域を対象に平成元年度から合併処理浄化槽の設置に対する助成制度を設けて整備促進に努めてきた。

今後も公共下水道、農業集落排水事業ともに新たな面整備は行わないことから、個別処理方式へ転換しており、山鹿市生活排水処理計画による上乗せ助成は令和元年度で終了したものの、通常助成を計画し、更なる公共用水域の水質保全に努める必要がある。

カ 消防施設

局地的な集中豪雨や長雨等によって、市内を流れる菊池川、その支川である岩野川、上内田川等の堤防が決壊した時や、山間部において土砂災害等が発生した時は、甚大な被害を及ぼす可能性がある。

また、市内中心部や住宅密集地において、火災や地震等が発生した時は、木造家屋が多いため、甚大な被害が発生すると見込まれる。

今後、頻発、激甚化する各種災害から市民の安全を確保するため、総合的に消防力の充実を進めるとともに、平時からの防災対策に関する住民意識の向上と地域防災力の強化を図る必要がある。

キ 公営住宅

これまで、多様化した課題に対応した機能向上の施策を進め一定の効果があつたが、耐用年数を超えた住宅が50%を超える現状において、改善費用が膨大となる住宅が増え続けており、長寿命化計画において人口推計や改善費用の算出を基に住宅ストック量を算定し、改善可能な住宅の選択と改善予算の集中投資を行い、効果的かつ計画的な事業推進を行わなければならない。

ク 廃棄物処理

令和3年4月に一部見直しを行う「山鹿市一般廃棄物処理基本計画」において、4R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再利用）・Recycle（再生利用）・Refuse（不要なものは断る））の更なる推進を目指し、ごみの資源・減量化等を図ることとしている。

資源ごみの処理を行っていた山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザが令和３年度末で閉鎖され、令和４年度から本市単独で資源ごみの処理を実施する必要があるため、本市単独で新たな処理体制を構築する必要がある。

また、市民に分かりやすい分別を実施するため、収集ごみや分別品目の見直しなども検討する。

なお、燃えないごみは継続して山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で処分を行う。

ケ 火葬場

本市では、火葬を公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行うため、斎場を設置している。

当該斎場は、平成８年に開設されたが、施設や設備等の老朽化が進んだため、安定した火葬業務及び施設管理を行うために平成２６年に設備機器及び炉内の全面改修を行った。

今後も安定した火葬業務を継続して行うため、計画的に火葬炉設備等の整備を行っていくが、建設後、２５年を経過しているため、火葬炉設備だけでなく、建物を含めた総合的な点検や整備が必要である。

コ 公共施設

山鹿市公共施設等総合管理計画等により、本市として解体撤去等により施設維持をしない方針を決定した施設については、実施までの間の地震等の災害時における倒壊等の危険性及び防犯上又は衛生上の問題等が生じる可能性があるため、当面の維持管理が問題となる。

(２) その対策

ア 水道施設(上水道)

(ア) 水源(取水施設)の整備

安全な水道水を安定して供給するために、新たな水源確保に努めるとともに配水池の整備改修を計画的に進める。

(イ) 水道管(配水施設)の整備

災害に強い水道施設の整備に努め、老朽管の計画的な更新を進めることで水道水の安定供給を図る。

イ 水道施設(その他)

公営水道未普及地域について、飲用水の安全性確保を図るため、水道施設整備にかかる費用の一部を補助する。

ウ 生活排水処理施設(公共下水道)

公共下水道は、市民生活に欠かせない役割を担う生活基盤施設であり、事業の

継続、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に向け、主に以下のような施策に取り組む。

(ア) スtockマネジメント計画による老朽施設の改築更新

長期的な視点で施設の老朽化を判断し、改築更新等を計画的に行うことを目的としたストックマネジメント計画に基づき、処理場・管渠・雨水ポンプ場等の老朽施設を計画的に改築更新する。

(イ) 下水道広域化推進総合事業の計画的な実施

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う山鹿衛生処理センターに代わる処理施設として山鹿浄水センターを活用した受入施設を令和6年度までに整備し、整備後は熊本市と共同で運用することで、広域的に集約した汚水・汚泥の処理を行う。

(ウ) 農集処理区の編入に伴う共同化

農業集落排水事業における最適整備構想により、公共下水道へ接続可能な処理区を編入することで、農集事業のコストダウンはもとより、本市全体における汚水の集約化と施設の統廃合を図る。

(エ) その他

新たな面整備は行わないが、区域内の新規接続にかかる整備については積極的に行う。また、未水洗化世帯について、水洗化を促進することで、公共用水域の水質保全を図る。

エ 生活排水処理施設(農業集落排水施設)

農業集落排水施設は、活力ある農村社会の形成に資することを目的とした施設であり、事業の継続、生活環境の改善及び水域の水質保全に向け、主に以下のような施策に取り組む

(ア) 最適整備構想による施設の統廃合

膨大な施設数に係る維持管理費、及び改築更新費用の削減を目的に、施設ごとの費用対効果を算出し、施設の今後の方向性を示した最適整備構想（計画）により、公共下水道への編入及び施設の統廃合計画を着実に進める。

(イ) その他

新たな面整備は行わないが、区域内の新規接続にかかる整備については積極的に行う。また、未水洗化世帯について、水洗化を促進することで、農村水域の水質保全を図る。

オ 生活排水処理施設(その他)

一般廃棄物処理基本計画により、令和5年度までに合併浄化槽100基の整備補助計画を予定しており、その計画の着実な実施により公共用水域の水質保全を図る。

カ 消防施設

防災については、市民一人一人の防災（自助）に対する意識の向上と地域の防災（共助）に対する意識の向上を図るため、自主防災組織の活動の活性化、充実を促進し、地域防災力の向上、充実を進めるとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険箇所の最新の情報や避難所等を盛り込んだ防災マップの改訂版を作成し、市民への周知を図る。

また、消防については、市民の防火に対する意識啓発のための訓練や講習会の実施など予防消防に努めるとともに、火災発生時における機動力確保と消防力強化の観点から、消防車両、小型ポンプ、耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

併せて、消防本部及び消防署等の庁舎は、災害発生に伴う緊急対応の拠点となる施設であり、消防機能の確保を図ることが重要であるため、耐震性の確保のため老朽化した庁舎を計画的に整備する。

キ 公営住宅

市営住宅の計画的な改善や地域性を配慮した住宅配置等を検討し、住宅に困窮する世帯や若者世代のニーズに対応した住宅ストックを形成する。

ク 廃棄物処理

安定した資源ごみの処理を実現するため、適正な処理・処分を目指し、中間処理業者の選定や契約など新たな体制を構築する。

併せて収集ごみと分別品目の見直しを検討し、市民に分かりやすい「分別辞典」の改訂を行う。

また、4Rの推進のため、市民・事業者等へ資源化・減量化について「広報紙」や「環境便（回覧）」などの発行物によるほか「出前講座」などによる啓発も積極的に行う。

ケ 火葬場

安定した火葬業務を継続して行うため、総合的な点検を行った後、その結果に基づき、計画的に施設補修や火葬炉設備等の整備を行う。

コ 公共施設

山鹿市公共施設等総合管理計画等の方針に基づいて解体撤去等により施設維持をしない方針を決定した施設については速やかに解体撤去等を実施することで、安心安全な環境整備及び維持管理費用の削減を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	水道施設整備事業	山鹿市	
	その他	小規模水道施設整備事業 飲用水供給施設維持適正化事業	山鹿市 山鹿市	R6.5変更
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	管路改築更新事業 処理場改築更新事業 雨水ポンプ場改築更新事業 広域化推進総合事業 農業集落排水施設再編事業(共同化) 污水管渠整備事業 老朽施設整備事業 浸水対策事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設再編事業(共同化) 污水管渠整備事業 老朽施設整備事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	その他	浄化槽設置整備事業	山鹿市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	山鹿植木広域行政事務組合負担金(ごみ)	広域事務組合	
	し尿処理施設	山鹿植木広域行政事務組合負担金(し尿)	広域事務組合	
	(4) 火葬場	山鹿市薄尾斎場修繕事業	山鹿市	
	(5) 消防施設	小型ポンプ積載車 小型ポンプ 耐震性貯水槽 消火栓新設・維持補修 鹿北分署庁舎建設 東分署庁舎建設	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		指令システム中間更新	山鹿市	R5.5変更 R5.5変更 R6.5変更
		災害対応特殊消防ポンプ自動車	山鹿市	
		災害対応特殊救急自動車	山鹿市	
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	山鹿市	
		消防庁舎維持適正化事業	山鹿市	
		消防力充実強化対策事業	山鹿市	
		高規格救急自動車	山鹿市	
	(8) その他	公共施設解体整備事業	山鹿市	
		排水機場整備事業（再掲）	山鹿市	

事業計画(令和3年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	自主防災組織育成事業	山鹿市	
		防災水中ポンプ設置事業	山鹿市	
		防災マップ改訂事業	山鹿市	
		防災備蓄整備事業	山鹿市	
		地域防災リーダー育成事業	山鹿市	
		防犯灯LED更新事業	山鹿市	
		特定空家等除却促進事業	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 児童福祉施設

本市には、公立 5 園、私立 21 園の保育園があり、園児数は 1,460 人である(令和 2 年 4 月 1 日現在)。

保育園では、通常保育のほか、実情に応じた延長保育や一時預かり等を行い、子育て支援に対応している。しかし、少子化による入園児数の減少で保育園運営の維持や存続が懸念される地域が生じる一方、3 号認定(0～2 歳)の入園児数の増加により定員枠の拡大が必要な地域もあり、地域間の格差は年々広がっている。

また、保育園施設には、耐震基準を満たさない老朽化した施設や、乳児や障がい児を受け入れるための設備が十分ではない施設があるため、計画的な改築や大規模改修が必要である。

なお、本市の 21 箇所を設置している放課後児童クラブにおいても、保護者の就労保障及び子どもの居場所づくりとして貢献している。しかし、教育環境が厳しい家庭に対する支援は十分とは言えず、今後市内の子育て支援センター・児童館との連携が求められる。また、ハード面では施設の耐震及び老朽化に対応するため、計画的な改築及び改修等が必要となる。

イ 児童福祉

核家族化の進行から子育て世代の育児環境は経済的負担が増加している。特にひとり親家庭では、子育てと就業の両立のために非正規職員の割合が高く、経済的に厳しい状況に置かれている。

このような状況を改善していくため、子育て世帯への継続的支援体制を整備する必要がある。

ウ 保健事業の推進

「第 3 次健康増進計画」及び「第 2 次食育推進計画」に基づき、各ライフステージに応じた健康づくりを展開しているが、特に母子保健については、少子化や核家族化が進み、育児に不安や負担を感じる保護者の増加、家庭や地域での子育て機能の低下、生活習慣の乱れなど課題が多様化している。

更に、低出生体重児や幼児期から学童期の肥満率が高いことから将来の生活習慣病予防のための対策を講じているところである。

また、成人保健については、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、壮年期死亡の減少及び健康寿命の延伸のため、生活の質の向上を目的とした健康づくり施策を推進しているが、疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加している。特定健診・各種がん検診の結果から、40～60 歳代の状況として、健診受診率は国の目標値より低く、健診結果にて精密検査が必要になる人やメタボリッ

クシンドローム及びその予備群となる人の割合が増加している。受診が必要な人に対し重症化する前に適正な医療につなげる必要がある。

一方、健診の未受診者に対しては、受診勧奨を行い、健診受診に繋げ、重症化を予防する必要がある。

特に、本市の健康課題として、脳、心臓及び腎臓に重症化のおそれがある、高血圧、糖尿病及び脂質異常等を増やさないための取組が必要である。

エ 高齢福祉

本市の高齢化率は37.7%（令和3年3月末）であり、3人に1人が高齢者、5人に1人が後期高齢者という状況で、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には高齢化率が40%に近づくことが予想されている。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・見守りなどの生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を各日常生活圏域において構築する必要がある。

また、高齢者の健康の増進、教養の向上、及びレクリエーションなど交流活動の拠点でもある老人福祉センター等については、老朽化が顕著であり、今後の安全性の確保と類似施設の集約化を図るため、施設の大規模改修や解体等が必要となる。

オ 障害福祉

障がいのある人が、社会に参加し、自立した生活が確保できる、安心して暮らせる環境の整備を行うため、関係機関・団体との緊密な連携及び市民の理解を促進する啓発活動を推進するとともに、障がいのある人やその家族の不安や悩みに対し、安心して相談できる体制を整備していく必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉施設

「子どもの最善の利益を守る」、「すべての家庭に対する子育て支援」という視点に立ち、子どもの育ちと暮らしをつなぐ本市独自の総合子ども・子育て支援体制づくりに取り組む。

(ア) 総合拠点・地域拠点の設置

民間の様々な活動や支援団体と連携して、本市独自の子ども・子育て支援（ひとづくり）施策を総体的に推進する総合拠点施設と、地域の身近なところで子どもや子育て家庭を見守り支える地域拠点施設の設置を進める。また、総合相談窓口等の機能を集約し、相談及び支援サービスを提供する。

(イ) 公立・私立保育園の充実

多様化・複雑化する保育ニーズに対して、柔軟な運営と独自性を持つ保育を

展開する民間活力の導入を計画的に進め、子育て支援体制を充実していく中で、公立・私立がそれぞれの役割を担いながら保育ニーズにきめ細かに対応するため、保育の質の向上と子育て支援の強化・充実を図る。

また、私立保育園から施設の老朽化等による改築及び改修の要望に対応するため、国の支援も受けながら保育環境の整備を進めていく。

(ウ) 放課後児童健全育成事業の充実

核家族化、共働き世帯の増加等により、放課後児童健全育成事業の利用者が年々増加傾向にある中、対象となる児童を小学6年生まで引き上げられたことにより、既存の施設等では受け入れが出来ないクラブも出てきていることを踏まえ、子どもの居場所確保の観点から、施設の耐震診断及び改築・改修等を実施し、受入態勢の充実を図る。

(エ) 児童館運営の充実

18歳未満の子どもの対象に遊びの場を提供し、子どもの健康増進や豊かな情緒の育成に努めている。

また、子育て支援センター等関係機関と連携を図りながら、引き続き子育て世帯の支援に取り組む。

併せて、施設の安全確保と環境整備のため、施設の耐震診断及び改築・改修等を実施し、機能の充実を図る。

イ 児童福祉

新生児等への育児用品購入費及び18歳までの子ども医療費への助成を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。

また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等医療費助成を行う。

ウ 保健事業の推進

母親が安心して安全な出産ができ、子育て中の保護者の育児不安を解消することで、安心して子育てができるよう、保健指導体制の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。生活習慣病の割合が増加している現状を踏まえ、子どもの頃から高齢になるまで生涯を通して適切な生活習慣の定着を図るため、行政、医療機関、保育園、学校及び企業等が連携して健康づくりに取り組むための環境を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援するとともに、新たな取組として高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取組を行う。

また、各種がん検診及び特定健診等の受診率向上に向けての受診勧奨訪問や出前講座等の実施による普及啓発を行うとともに、脳血管疾患、心臓疾患及び糖尿病による人工透析にならないため、基礎疾患となる高血圧症、糖尿病及び脂質異常症等に的を絞った生活習慣病の発症予防及び重症化予防に医療機関等と連携し取り組む。

エ 高齢福祉

本市では、「高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる都市・山鹿」を基本理念に「山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者が自分らしく生涯にわたり楽しく安心して暮らしていける地域の実現に向け「1 生涯現役社会の充実」、「2 介護予防と生活支援の推進」、「3 認知症施策の推進」、「4 在宅医療と介護連携の推進」、「5 住み続けることができる環境整備の推進」、「6 介護人材の確保とサービスの質の向上」を基本的方向として各種施策を実施している。

高齢者の生きがいと健康づくりとして、高齢者の就労や地域社会活動の促進や介護予防を推進していくとともに、活動拠点の一つである老人福祉センターの大規模改修や類似施設の集約に伴う解体整備を実施することにより、当該施設の安全性の確保と効率的な運営を図る。一方、地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築には、医療をはじめ関係機関や地域住民等の理解・協力が不可欠である。特に、地域の特性に応じた自主性・主体性に基づいた組織・体制を作り上げていくことが重要となるため、関係事業の実施により地域づくりを側面から支援する。

併せて、高齢者への生活支援の拡充として、ニーズに応じた生活支援サービスの提供や地域での支え合い活動支援、元気高齢者が担い手となる支援体制づくりを推進するとともに、認知症の方への支援として、早期からの相談、地域への啓発と支援体制の構築及び権利擁護の推進を図る。また、地域の実情に応じた在宅生活の継続に向けた支援を行う。

さらに、医療と介護の連携による在宅療養体制の充実を図るため、在宅療養体制の整備促進、医療・介護の連携強化の場づくり、地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、介護保険の持続可能な運営基盤づくりのため、介護保険制度の市民への啓発や介護給付の適正化及び地域密着型施設等サービス基盤の整備を図る。

オ 障害福祉

障がいのある人の社会参加と自立を促す取組や暮らしやすい環境を整備するためには、地域住民の理解と協力を得ることが必要なことから、やさしいまちづくりに関する地域住民への広報啓発を行うとともに、障害者相談支援事業の充実及び各種障がい福祉サービスの提供を行う。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所等整備交付金事業 保育所運営費	山鹿市 山鹿市	R5.5変更
	児童館	放課後児童健全育成事業 児童館運営費	山鹿市 山鹿市	
	(2) 認定こども園	認定こども園運営費	山鹿市	
	(3) 高齢福祉施設 老人福祉センター	老人福祉センター改修事業	山鹿市	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	健康福祉センター整備事業	山鹿市	
	(9) その他	山鹿市福祉会館整備事業	山鹿市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	私立保育所運営費 子ども医療費助成事業 ひとり親家庭等医療費助成事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	高齢者・障害者福祉	新生児等育児用品購入費助成事業	山鹿市	
		放課後児童健全育成事業	山鹿市	
		子育て支援センター運営事業	山鹿市	
		食の自立支援事業	山鹿市	
		在宅高齢者緊急通報システム事業	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	健康づくり	高齢者等外出支援タクシー 利用助成事業 住宅改造助成事業 母子保健事業 健康増進事業 特定健診事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

近年の多様化する生活習慣や高齢化に伴う疾病構造の変化に対応するため、市民医療センターは地域の中核となる地域医療支援病院として地域医療機関や行政機関と連携を図り、地域完結型医療を推進している。併せて、鹿本医療圏唯一の自治体病院として小児医療、救急医療などの不採算部門やがん治療等の高度な医療、新型コロナウイルス感染症患者受入れ等の対応を担うほか、災害拠点病院としての災害医療への備え、出前講座及び市民公開講座の実施など、地域住民の医療の確保及び保健福祉の向上にも努めているところである。

このような中、医療機器については耐用年数を過ぎ老朽化した機器も多く、不具合により業務に支障が生じることもあり、毎年度の整備が必要となっている。

また、懸案である本市の医師・看護師不足問題はいまだ解消されておらず、市民生活の安全安心を保障するため医師等の安定的確保に努めていく必要がある。特に、若い世代が地域で安心して子どもを生み育てられる環境を整備する上で、産科・小児科医の確保が大きな課題となっている。

(2) その対策

市民医療センターにおいては、県策定の地域医療構想の下、地域に根ざした中核病院としての役割を果たすべく、急性期医療を軸に、より一層の医療の充実に努めながら、今後さらに進展する高齢化問題を見据えた診療機能、救急医療及び災害医療等の充実を図るため、新たな医療ニーズに応える高度医療機器の導入、年次計画による老朽化した機器の整備、更新を行うものである。

また、医師等の人材不足を解消し、地域医療体制の強化を図るため、医師修学資金貸与制度及び看護師等修学資金貸与制度の継続による医師及び看護師の確保に努めるほか、鹿本医師会、地域医療機関等との連携・協働による事業を展開する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	その他	医療機器整備事業	山鹿市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	医師修学資金貸与	山鹿市	
		看護師等修学資金貸与	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市には幼稚園1校、幼保連携型認定こども園1校、小学校10校、中学校5校があり、園児数は140人、小学校児童数は2,502人、中学校生徒数は1,294人である(令和2年5月1日現在)。少子化により児童及び生徒数は減少しており、小学校では複式学級が増加している。そのような状況の中、子どもたちにとってより良い教育環境を整えていくことを目的として、平成26年度に「山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画第2次計画」を策定し、現在、小学校20校を10校、中学校6校を5校に再編しており、最終的には小学校8校を目標として計画的な学校再編を行うこととしている。

また、学校施設の老朽化が深刻であり、早急な対策が求められている。令和2年度に策定した「山鹿市学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修を含めた計画的な施設の維持整備を行う必要がある。

子どもたちを取り巻く環境は、児童生徒数の減少に伴う対人関係の希薄化が生じているほか、経済的理由による学力の低下、さらには戸外活動の減少による体力の低下が懸念されている。また依然として、いじめや不登校の問題も内在している状況にあるほか、特別な支援を必要とする子どもたちも、その認識の広がりとともに増加している。このような教育の諸問題を解決するためには、教師が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育環境の整備を進めながら、家庭や地域と一層連携していく必要がある。

さらに、社会の情報化が急速に進展し、学校においても ICT が多様な学習のための重要な手段として活用されるようになってきている状況の下、児童生徒が、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を身に付けることの重要性はますます高まっている。

イ 社会教育

少子高齢化が進み、地域における連帯感、人間関係の希薄化などによる地域共同体の衰退が懸念されている。

また、このような中、生涯学習における市民各層の多様化・高度化するニーズに対応するとともに、そこで得た知識や技術を地域に還元する体制環境づくりが必要である。

また、SNS 社会が一般的となった今、青少年に与える悪影響も懸念されており、地域全体で青少年を守り、育む組織活動の充実が必要となっている。

ウ 社会体育

現在の地域スポーツの状況は、余暇の拡大・ライフスタイルの多様化等社会環境の変化に伴い、競技スポーツはもとより、楽しさを求めるスポーツや健康づくりの手段としてのスポーツなど、そのニーズは多様化している。

このことから、市民誰もが体力、年齢に応じ、生涯にわたり気軽に参加できる機会や場所の提供など、施設の老朽化等への対応を含め、施設機能と安全性の向上のための整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

児童生徒の心身の健全な発達に資する教育の場にふさわしい、安全でゆとりと潤いのある豊かな環境を構築するため、少子化に伴う小中学校の規模適正化や老朽化した校舎等の大規模改修を進め、そのための遠距離通学の対策と施設整備を

行う。また、通学路の安全確保のための点検作業を行い、関係機関と連携を図りながら、安全対策措置を講じる。

児童生徒の確かな学力の定着を目指して、ユニバーサル教育の視点に基づいた授業の展開や個に応じたきめ細かな指導など、教師の授業力の向上を図る。

いじめや不登校の解消に向けた取組や特別支援教育の充実、読書活動の推進とともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校の連携、家庭や地域、関係機関との連携強化を図るなど地域の特性を踏まえた学校の教育活動を支援する。

基礎体力向上のためには、教科体育やスポーツ環境の充実を図るとともに、食育の推進と望ましい運動習慣の定着に努める。

情報化社会に対応する ICT の効率的な活用推進のため、情報教育環境の一層の充実を図る。

イ 社会教育

生涯学習においては、市民のニーズに応じた公民館講座や生涯学習講座等を開設するとともに、受講生自ら運営する自主講座の支援を行う。

また、学習の成果をボランティア活動で地域社会に還元するなど、受講生の生きがいづくりと創造性豊かな社会実現のための体制及び環境づくりを進める。

公民館活動においては、地域コミュニティの拠点である地区公民館、自治公民館の整備及び公民館指導員等による活動を推進することで、地域住民への啓発及び積極的な参加につなげ、地域コミュニティの活性化を図る。

青少年の健全育成においては、今後も市民会議を中心とした通学路、商業施設、遊興施設などへの巡回活動や声かけ運動を展開するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら、青少年が健やかに成長していくための環境づくりと家庭や地域の教育力向上を推進する。

ウ 社会体育

施設利用者や競技団体等の意見や要望を参考にしながら、市民ニーズや施設の利用状況を把握し、「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現」に向け、スポーツ活動を支える「場」としてスポーツ施設の整備を図り、地域生涯スポーツ活動の拠点づくりを推進するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や活性化を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設環境改善事業 (LED化)	山鹿市	

	屋内運動場 屋外運動場 水泳プール スクールバス 給食施設	学校施設環境改善事業（小学校）	山鹿市	R4. 5変更
		学校施設環境改善事業（中学校）	山鹿市	
		学校施設大規模改修事業	山鹿市	
		安全・安心な学校づくり事業	山鹿市	
		学校施設環境改善事業（LED化）	山鹿市	
		安全・安心な学校づくり事業	山鹿市	
		学校屋外運動場整備事業	山鹿市	
		学校プール整備事業	山鹿市	
		遠距離対策事業	山鹿市	
	(2) 幼稚園	幼稚園運営費	山鹿市	R5. 5変更
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	地区公民館改修事業	山鹿市	
		自治公民館整備事業	山鹿市	
		地域集会施設改修工事	山鹿市	
		カルチャースポーツセンター整備事業	山鹿市	
		カルチャースポーツセンター改修事業	山鹿市	
		山鹿市内体育館改修事業	山鹿市	
		山鹿市内グラウンド改修事業	山鹿市	
		山鹿市武道施設改修事業	山鹿市	
		山鹿市民プール改修事業	山鹿市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教育情報化推進事業	山鹿市	
		遠距離対策事業（再掲）	山鹿市	
		特別支援教育推進事業	山鹿市	
		読書活動推進事業	山鹿市	
	生涯学習・スポーツ	子ども輝きプラン	山鹿市	
		生涯学習講座開催	山鹿市	
		公民館講座開催	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	その他	青少年育成巡回活動事業	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

社会環境や生活様式の変化に伴い、地域における担い手不足や、人とのつながりの希薄化など将来にわたり活力ある地域社会を持続していくことが難しくなっている。そのため、地域が一体となって課題解決や活性化に向けた取組を展開できるように、実行組織である地域協働組織の育成や自治活動に対する財政支援のほか、外部の人材を積極的に活用し、住民と有機的な連携を促すなど、地域と行政による協働のまちづくりを目指す必要がある。

(2) その対策

自治機能の維持及び個性豊かな地域の活性化、住民の自主的な地域コミュニティ活動を支援するため、地域自治振興交付金の交付を行い、地域の特性に応じた活動や地域協働組織の組織強化を図る。また、地域おこし協力隊の積極的な受け入れにより、地域力の維持・強化に努めるとともに、地域リーダーを育成し魅力ある地域づくりの進展を促すことで本市の活性化へとつなげる。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域自治振興交付金	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化振興

山鹿市文化協会や民俗芸能保存関係団体は各地区公民館や地域を拠点に文化芸術活動や伝承活動を行っている。しかし、少子高齢化や生活環境の変化等により、いずれも構成団体や会員は減少の一途をたどり、各団体とも新規会員が増えないという課題を抱えている。

イ 八千代座の保存と活用

八千代座の平成の大修理から 20 年以上が経過し、全体的に修理の必要性が生じている。将来的な大規模修理まで視野に入れ、保存活用計画を策定するとともに計画に基づいた維持補修を進める必要がある。

計画的な維持補修により良好に建物を保つことで、今後も八千代座を本市の観光や文化施設の核として活用し地域の活性化を図ることが求められている。

ウ 文化財保護

本市には指定文化財をはじめとして多くの文化財が残されている。

これらの文化財について、市の広報紙などによりその存在や価値に関する普及啓発をはかっているが、十分ではないのが現状である。

文化財を学習に活用することや、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為等の適正化を図ること及び未指定文化財も保護するためには、文化財の把握と市民への周知が必要である。菊池川流域に残る米作りに関連する文化遺産が平成 29 年に日本遺産に認定され、他の流域自治体（菊池市、玉名市、和水町）と連携した活動を実施している。指定文化財については適切に保存し後世に残していくことを前提に、効果的に活用して価値を周知することで保護意識の高まりが期待できることから、ハード面以外にソフト面でも環境整備を図る必要がある。

(2) その対策

ア 文化振興

市民誰もが気軽に文化芸術活動に参加できるよう、公民館講座等と山鹿市文化協会をはじめとした関係組織の連携・協力を図り、文化芸術活動の継続した進展に努める。

また、市民が文化芸術活動の発表を行うための場所の提供、八千代座や市民交流センター等の施設を活用した文化芸術に触れる機会の創出など、誰もが文化芸術に参画できる環境整備を推進する。

なお、地域に残る民俗芸能等の保存継承については、活動や担い手の確保・育成のための財政支援を継続する。

そのほか文化歴史講座や次世代を対象とした学びの場を作るための事業等を積極的に行う。

イ 八千代座の保存と活用

八千代座の安定的な維持を図るため保存活用計画を策定し、計画に基づいた維持補修を順次進める。併せて、八千代座周辺の伝統的な町並みの保全を図る。

また、指定管理者等と協力して見学や公演事業の充実に努める。

ウ 文化財保護

適切な文化財保護を推進するため、市の広報紙やインターネット等による文化財の紹介、歴史講座の開催など多様な手段で市民への周知を図る。開発業者や土木団体等関係者に対しては、文化財保護制度や事務手順に関する解説を本市ホームページに掲載しており、引き続き文化財保護に関する啓発を図る。

ソフト面では、これまでに実施している埋蔵文化財包蔵地に関する調査研究と、その他の文化財に関する情報収集を継続するとともに、歴史講座などを開催する。また、近接する自治体と連携して日本遺産をはじめとした文化財の保存活用の啓発に取り組む。

ハード面では、歴史資料の保存展示施設である市立博物館が老朽化していることから、今後の博物館のあり方について検討を継続する。また、博物館と出土文化財管理センターとの役割分担により機能充実に図り、本市の歴史について普及啓発を目的とした事業を実施する。

これ以外の文化財資料の保管展示施設についても、施設の状況により適切な管理方法について検討する。

主要な指定文化財については、説明板の設置や案内標識の整備など環境整備を進める。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 0 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	八千代座整備事業 出土文化財センター整備事業 清浦記念館整備事業 アイラトビカズラ保存整備事業 方保田東原遺跡歴史公園整備事業 博物館整備事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 0 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	山鹿市文化協会事業 民俗芸能保存継承事業 指定無形文化財保存継承事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

山鹿市環境基本条例に基づく山鹿市環境基本計画では、社会のニーズに合った新エネルギーの普及促進を目指しており、市・市民・事業者それぞれが再生可能エネルギーの導入に努めることを求めている。平成21年度から平成27年度まで、住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費について補助を行い、6年間で957件、公称最大出力4,732.7kw/h分が補助により整備された。しかし、自治体によっては現在も補助を行っているケースがあり、新たに家庭用蓄電池への補助も開始されるなど、自治体間で取組の差が生まれている。

(2) その対策

再生可能エネルギー設備等の導入に際しては、国・県等の補助制度や他市町村の情報を収集し、市独自の補助制度の創設について検討する。

また、国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、先進自治体の取組を参考とするなど、補助以外にも取り組める事業がないか検討する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分一覧(再掲)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住支援事業 結婚支援事業	山鹿市 山鹿市	移住・定住及び結婚の促進により人口減少の抑制を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農林業担い手育成支援事業 地域担い手支援事業 農業後継者研修支援事業 新規就農者研修運営事業 農業機械免許等取得補助事業 集落営農組織育成事業 農産物生産振興事業 耕作放棄地解消対策事業 中山間地域等直接支払事業 環境保全型農業直接支払事業 畜産振興事業 鳥獣被害予防対策事業 スーパー中山間地域創生事業 農産物販売促進・6次産業化支援事業 中山間農業モデル地区支援事業 多面的機能支払事業 箱わな購入補助事業 狩猟免許新規取得補助金	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 農業者・団体 山鹿市 集落協定 農業者・農業団体 農業者・農業団体 山鹿市 山鹿市 山鹿市・農業者・農業団体 山鹿市 山鹿広域協定 山鹿市 山鹿市	農林業、商工業、観光業の振興及び担い手の確保・育成等により地域経済の活性化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	商工業・6次産業 化	作業道・集材路開設補助事業	山鹿市	
		くまもと間伐材利活用推進事業	組合	
		森林整備地域活動支援交付金事業	組合	
		特用林産園地内作業道開設補助	山鹿市	
		空き店舗対策事業	商工団体 及び商店街	
		小規模事業経営改善普及事業	商工団体	
		中小企業人材育成助成事業	事業者	
		がんばる商店街支援事業	商店街	
		店舗改装等魅力向上支援事業	事業者	
		和紙工芸振興事業	事業者	
	観光	新型コロナウイルス感染症対策緊急資金助成事業	事業者	
		新型コロナウイルス感染防止対策支援事業	事業者	
		コンベンション誘致事業	山鹿市	
		新観光環境整備支援事業	山鹿市	
		まつりイベント推進事業	実行委員会	
		観光戦略プロモーション事業	山鹿市	
		稼ぐ観光地再生事業	山鹿市	
	企業誘致	eスポーツ推進事業	山鹿市	
		工場等設置奨励金	山鹿市	
		雇用奨励金	山鹿市	
		企業連絡協議会補助金	山鹿市	
	その他	企業誘致推進事業	山鹿市	
		ふるさと応援事業	山鹿市	
3 地域における情報 化	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	地域情報化推進事業	山鹿市	情報配信アプリの機能充実等により平常時、緊急時における的確な情報発信を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	地域生活交通運行費(路線バス)	山鹿市	交通空白地域等における高齢者等の移動手段の確保及び安全安心な道路交通環境の整備により、地域住民の利便性向上を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
	交通施設維持	地域生活交通運行費(あいのりタクシー)	山鹿市	
		あいのりタクシーの ICT 化事業	山鹿市	
		橋梁定期点検	山鹿市	
		トンネル定期点検	山鹿市	
		農道橋りょう点検事業	山鹿市	
		農道トンネル点検事業	山鹿市	
		市町村営林道改良事業(橋梁点検)	山鹿市	
		市町村営林道改良事業(トンネル点検)	山鹿市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 防災・防犯	自主防災組織育成事業	山鹿市	防災における自助、共助の意識向上や地域防災活動の活性化等により安全安心な市民生活の確保を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		防災水中ポンプ設置事業	山鹿市	
		防災マップ改訂事業	山鹿市	
		防災備蓄整備事業	山鹿市	
		地域防災リーダー育成事業	山鹿市	
		防犯灯 LED 更新事業	山鹿市	
		特定空家等除却促進事業	山鹿市	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	私立保育所運営費	山鹿市	安心して子どもを産み育てることができ環境の整備や高齢者の健康増進等により地域住民の福祉の向上を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に
		子ども医療費助成事業	山鹿市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	山鹿市	
		新生児等育児用品購入費助成事業	山鹿市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	高齢者・障害者福祉	放課後児童健全育成事業 子育て支援センター運営事業 食の自立支援事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	資するものである。
	健康づくり	在宅高齢者緊急通報システム事業	山鹿市	
		高齢者等外出支援タクシー利用助成事業	山鹿市	
		住宅改造助成事業	山鹿市	
		母子保健事業	山鹿市	
		健康増進事業	山鹿市	
		特定健診事業	山鹿市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	医師修学資金貸与 看護師等修学資金貸与	山鹿市 山鹿市	医師及び看護師の人材確保・育成により地域医療体制の強化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	教育情報化推進事業 遠距離対策事業 特別支援教育推進事業 読書活動推進事業 子ども輝きプラン 生涯学習講座開催 公民館講座開催 青少年育成巡回活動事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	児童生徒の心身の健全な発達に向けた教育環境の整備や生涯学習の推進等により若者の地元定着を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。のである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域自治振興交付金	山鹿市	地域住民の自主的なコミュニティ活動の支援により自治機能の維持及び個性豊かな地域の活性化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	山鹿市文化協会事業 民俗芸能保存継承事業 指定無形文化財保存継承事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	地域住民による文化芸術活動の促進や地域に残る民俗芸能等の担い手確保等により地域文化の振興と住民同士の交流の促進を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。